

一般送配電事業者による非公開情報の 情報漏えいに係る再発防止策の検討

第9回 制度設計・監視専門会合
事務局提出資料

令和7年5月23日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日の御報告内容について

- 東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東電PG」という。）及び東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下「東電RP」という。）における非公開情報の漏えい事案については、令和6年6月25日に開催された第98回制度設計専門会合において、業務改善計画提出以降1年間を集中改善期間として、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）においてモニタリングを実施することとしたところ。
- 令和6年11月15日に開催された第3回制度設計・監視専門会合において、第1回モニタリングとして、委員会において両社の社長との面談を実施した旨、令和7年1月30日に開催された第5回制度設計・監視専門会合において、第2回モニタリングとして、委員会事務局において両社に対する現地ヒアリング等を実施した旨、令和7年3月31日に開催された第7回制度設計・監視専門会合において、第3回モニタリングとして、オンラインヒアリングを実施した旨を、それぞれ御報告させていただいたところ。
- 本日は、**第4回モニタリング**として、委員会事務局において、**第1回から第3回のモニタリングとは異なるテーマ**を設けて、**両社に対するオンラインヒアリングを実施**（以下、「ヒアリング」という。）したことから、その結果について御報告させていただく。

(参考) 第1回モニタリングの概要

- 第1回のモニタリングとして、電力・ガス取引監視等委員会において、東京電力PG及び東京電力RPの社長から、①既にどのような取組に着手したのか、②今後どのような点を意識しながら計画を実行していくのか、③自身が内部統制の強化にどのように関与し、リーダーシップを発揮していくのか、といった点を聞き取るため、両社の社長との面談を実施した。

【実施概要】

対象事業者	実施者	日時 (方式)
東京電力パワーグリッド株式会社 (業務改善勧告対象事業者)	委員長 委員 事務局	令和6年10月15日 (対面)
東京電力リニューアブルパワー株式会社 (業務改善指導対象事業者)	事務局	

(参考) 第2回モニタリングの概要

第5回 制度設計・監視専門会合
資料8 (令和7年1月30日)

- 第2回モニタリングとして、①法令遵守意識向上に係る取組、②3線管理に係る内部統制をテーマに、事務局にてヒアリングを実施した。

対象事業者	日時 (方式)	確認対象部署・事業所
東京電力PG (業務改善勧告対象事業者)	令和6年12月17日、19日 (現地ヒアリング)	本社の確認事項所管部署 神奈川総支社
東京電力RP (業務改善指導対象事業者)	令和6年12月13日 (オンラインヒアリング)	本社の確認事項所管部署

(参考) 第3回モニタリングの概要

第7回 制度設計・監視専門会合
資料5 (令和7年3月31日)

- 第3回モニタリングとして、①ITガバナンス、②委託先管理、③3線管理に係る内部統制をテーマに、事務局にてヒアリングを実施した。

対象事業者	日時 (方式)
東京電力RP (業務改善指導対象事業者)	令和7年2月20日 (オンラインヒアリング)
東京電力PG (業務改善勧告対象事業者)	令和7年2月25日 (オンラインヒアリング)

第4回モニタリングの概要

- 第4回モニタリングとして、第3回までのモニタリングにおいて未確認であるテーマ（内部通報制度、不正発生時の関係者の処分、人事異動時の管理、人事評価、情報伝達。以下、「その他の取組項目」という。）及び第3回までのモニタリングにおいて引き続き確認・議論すべき事項とされたテーマ（ITガバナンス、委託先管理、3線管理に係る内部統制体制）を対象に、両社に対してヒアリングを実施した。

対象事業者	日時（方式）
東京電力RP（業務改善指導対象事業者）	令和7年4月22日 （オンラインヒアリング）
東京電力PG（業務改善勧告対象事業者）	令和7年4月23日 （オンラインヒアリング）

ヒアリングの内容（テーマ①：その他の取組項目）

- その他の取組項目について、主に以下の事項についてヒアリングを実施した。

確認事項	確認の観点
内部通報制度の実効性	<ul style="list-style-type: none">✓ 内部通報制度に関する規程が整備されているか✓ 通報者に不利益な取り扱いがなされない仕組み、匿名性が担保される仕組みがあるか✓ 内部通報制度の存在を役職員に周知しているか✓ 報告があった場合の体制が明確になっているか。外部窓口は社外の第三者になっているか✓ 通報案件の進捗管理、再発防止策の策定、会議体等への報告が行われているか
不正発生時の関係者の処分	<ul style="list-style-type: none">✓ 就業規則等の社内規程に懲戒処分に関する規定を設けているか、規程を役職員に周知しているか✓ 不正等の発生が疑われる場合の対応について、体制が整備されているか✓ 案件の事情に応じた審議/処分が行われているか
人事異動時の管理	<ul style="list-style-type: none">✓ 人事異動時に、人事交流規制に抵触しないかチェックしているか✓ 情報システムのアクセス制限が人事異動情報を基に変更されているか✓ 行為規制上留意すべき点等について、管理者研修や異動者研修を実施しているか
人事評価	<ul style="list-style-type: none">✓ 行為規制管理責任者等、行為規制遵守に責任を負う人員の人事評価項目に、行為規制を含むコンプライアンス遵守に関する項目が盛り込まれており、達成状況が評価されているか✓ 従業員の人事評価項目に、行為規制を含むコンプライアンス遵守に係る項目が盛り込まれており、達成状況が評価されているか
情報伝達	<ul style="list-style-type: none">✓ コンプライアンス委員会等、行為規制に関する組織横断的な内部統制上の課題に対処するための会議体が設置されているか✓ 情報漏えい事案に係る規制当局のモニタリングや制度設計専門会合における議論等の内容を踏まえて、積極的に自社のモニタリング活動に活用しているか✓ 他社のベストプラクティス等入手し、自社の内部統制の高度化に活用しているか

ヒアリングの内容（テーマ②：ITガバナンス）

- ITガバナンスについて、主に以下の事項についてヒアリングを実施した。

確認事項	確認の観点
EUCの全社的管理体制	<ul style="list-style-type: none">✓ EUCに係る規程が整備されているか✓ EUCの洗い出しが行われ、管理台帳等で管理されているか✓ EUCの内容がレビューされているか✓ 不要なアクセス権が付与されない仕組みがあるか

※一般的な定義の例としては、EUCとはシステムを利用して業務を行う業務部門の人員（エンドユーザー）が業務に必要なシステムを自ら開発し、当該システムを用いて情報の加工、編集、管理等の情報処理を行うことを言う。非公開情報が含まれるEUCについては、情報漏えい防止の観点から全社的管理体制（管理規程の整備、EUCの運用実態の把握、アクセス権設定、等）が重要であると考えられる。

ヒアリングの内容（テーマ③：委託先管理）

- 委託先管理について、主に以下の事項についてヒアリングを実施した。

確認事項	確認の観点
一般送配電事業者とその特定関係事業者の双方からの業務委託	✓ 一般送配電事業者とその特定関係事業者の双方から業務を受託している委託先について、非公開情報の漏えい防止の観点から、当該委託先との取り決めがあるか

ヒアリングの内容（テーマ④：3線管理に係る内部統制）

- 3線管理に係る内部統制について、主に以下の事項についてヒアリングを実施した。

確認事項	確認の観点
第2線の活動状況	<ul style="list-style-type: none">✓ 3線管理体制のアップデート✓ 第1線の活動に対するサポート実施状況✓ 第2線によるモニタリングの実施状況✓ 第2線の活動状況に関する会議体への報告状況
第3線の活動状況	<ul style="list-style-type: none">✓ 第3線による第1線、第2線に対する監査実施状況✓ 第3線の活動状況に関する会議体への報告状況

ヒアリングに係る事務局の所感①

- 今回のヒアリングを通じて、以下のとおり**一定の成果**が見られることを確認した。
 - ①その他の取組項目に関して、**内部通報制度に関する規程が策定され役職員に周知されていること、不正発生時の処分ルールが策定され役職員に周知されていること、人事異動時に人事交流規制に抵触しないようにチェックされる仕組みがあること、人事評価において行為規制を含むコンプライアンス遵守に係る項目が盛り込まれていること、行為規制に関する諸課題を議論する会議体の設置等、情報伝達に係る仕組みがあること**
 - ②ITガバナンスに関して、**EUCが定義されていること、EUCの洗い出しが行われ、管理台帳により管理される仕組みがあること、フォルダへの格納等によりEUCへのアクセス制限が行われていること**
 - ③委託先管理に関して、**一般送配電事業者とその特定関係事業者の双方から業務を受託している会社について、契約により非公開情報の安全管理措置について取り決めていること、上記業務委託先において担当者を分ける等の運用が困難な場合には、代替措置が定められていること**
 - ④3線管理体制に関して、**第2線による第1線の活動状況に対するモニタリングが行われ、結果の報告が行われていること、第3線による第2線の活動状況に対する内部監査が行われ、社長等への報告が行われていること**

ヒアリングに係る事務局の所感②

- 他方で、引き続き確認・議論すべき事項も確認された。
 - ③委託先管理に関して、一般送配電事業者とその特定関係事業者の双方から業務を委託する場合において、**特定関係事業者側のリスク認識も踏まえ、当該特定関係事業者と連携したモニタリング体制が構築できているか、行為規制に関する重要な外部委託先に対して実効的な委託先モニタリングができているか**
 - ④3線管理体制に関して、**第2線による第1線の活動状況のモニタリングが実効的に実施されているか、当該モニタリング結果が取締役会等の監督機関に報告されているか**

今後のモニタリングについて

- 第4回モニタリングをもって、ヒアリングや実地確認等による両社の取組状況の確認は終了とし、第3回制度設計・監視専門会合において報告させていただいたとおり、**採点作業に移ることとする。**
- 採点作業における採点基準となる「評価の観点」については、**昨年度に処分対象事業者に対して実施したモニタリング（以下「前回モニタリング」という。）**において用いたもの（令和6年4月26日に開催された第96回制度設計専門会合にてご報告）を使用することとする。

〈集中改善期間に係るモニタリングの実施状況〉

第1回(社長面談実施済)	第2回(ヒアリング実施済)	第3回(ヒアリング実施済)	第4回(ヒアリング実施済)
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務改善計画に係る全体像・スケジュール ✓ 経営層による取組・リーダシップなど 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現場従業員の法令遵守意識向上に係る取組 ✓ 3線管理に係る体制整備状況及び取組(リスク管理体制含む)など 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 第1回・第2回で確認された課題の改善状況の確認 ✓ 業務改善計画記載の統制措置（委託先管理など）、情報伝達（ITガバナンスなど）に係る取組など 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 第1回～第3回で確認された課題の改善状況の確認 ✓ 業務改善計画記載の残りの取組（内部通報制度等）など

(参考) 採点の趣旨

第96回制度設計専門会合
資料5 (2024年4月26日)

- 採点は、内部統制の強化等、集中改善期間において各社が様々な再発防止策の実施に取り組んできた中、**事務局がその進捗状況を客観的に確認した結果を社会に公表することを目的**としている。
- 採点結果については、集中改善期間終了後の事務局の**モニタリング体制のメリハリ付けに活用**する。
- また、各社においては、客観的に行われた外部評価の一つとして、**内部統制体制の更なる向上のための社内の取組に活用することも可能**。

※ 採点の対象となる事業者は、命令対象事業者（関西電力送配電、関西電力、九州電力送配電、九州電力、中国電力ネットワーク）、勧告対象事業者（東北電力ネットワーク、東北電力、中部電力パワーグリッド、中部電力ミライズ、中国電力、四国電力）、指導対象事業者（北陸電力送配電、四国電力送配電、沖縄電力）。

- 評価の観点は、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会 (COSO) のフレームワーク (以下「COSOフレームワーク」という。)を基に作成している。フレームワークは、「5つの構成要素」、「17の原則」、「87の着眼点」、「90の適用方法」等で構成されているが、それらは財務報告目的を主眼に置いた内容となっているところ、評価の観点の作成にあたっては、行為規制遵守及び再発防止の観点からCOSOフレームワークの記載をアップデートし、重要度に鑑みて取捨選択している。なお、一般送配電事業者とみなし小売電気事業者は同じ評価の観点をを用いて採点するが、一部の評価の観点については一般送配電事業者のみを評価対象とする。
- COSOフレームワークは、内部統制の設計、適用及び運用ならびに内部統制の有効性の評価に関するフレームワークとして広く認識されており、構成要素は以下の5つである。
 - **統制環境**
組織の気風を決定し、統制に関する組織内のすべての者の意識に影響を与えるとともに、他の構成要素に影響を及ぼすもの
 - **リスク評価**
組織目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別し、分析及び評価するプロセス
 - **統制活動**
経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定められる方針及び手続
 - **情報と伝達**
必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保すること
 - **モニタリング活動**
内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセス

- 事務局は、集中改善期間中に各事業者の取組状況について4回に分けてモニタリングを実施してきた（事業者に対するヒアリングは、事前準備や事後整理の時間を含めて約450時間実施）。モニタリングにおいて確認した事項及び入手した資料を更に精査した上、必要に応じて事業者と議論しながら採点を進めていく。
- 採点は、「評価の観点」（一送：107項目、小売：79項目）ごとに「**2点**」「**1点**」「**0点**」の**3段階評価**（※）を行った上、「5つの構成要素」ごとに平均点を算出することを想定している。また、「5つの構成要素」の平均点について、一定以上の点数を求めるといった機械的基準は設けないこととする。

※ 3段階評価のおおよその基準（2点：概ね実施できている、1点：実施が不十分・途中、0点：実施できていない）
- 結果の公表資料としては、「**5つの構成要素**」の平均点を**レーダーチャート形式のグラフ**にして公表することを想定している。
- なお、システム物理分割等の対応に時間を要する取組みについては、一旦現時点の状況を確認した上で、対応になお一定の時間を要する旨を摘示するとともに、採点終了後も引き続き状況を確認することとする。

前回モニタリングのフォローアップの実施状況について

- また、第7回制度設計・監視専門会合において、前回モニタリングの結果を踏まえ、**一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者（東電PGを除く、全18社）**に対して、**前回モニタリングで論点となった事項についてフォローアップを実施するとされたところ**、本件の結果についても今後事務局において取りまとめた上で、御報告させていただく予定である。

(参考) 今後のモニタリングについて

- 今後は両社の内部統制の強化状況について、実地確認やヒアリング等を通じてモニタリングをしていく。
- 原則として、昨年度に処分対象事業者に対して実施したモニタリング（以下「前回モニタリング」という。）の手法・頻度・内容等を踏襲し、1年間の集中改善期間にわたりモニタリングをしていく予定である。また、集中改善期間の最後には、両社の再発防止に向けた取組状況を点数化して評価する予定である。
- モニタリングの際には、両社の社長から説明がなされた内部統制及び再発防止策について、実際に機能しているか・効果が上がっているかといった点等について、確認していく。
- なお、当モニタリングの対象となっていない事業者※については、前回モニタリングにおいて論点となった点を中心として、年1回程度のオンラインヒアリングによるモニタリングを実施する予定である。

※既に集中改善期間が終了した14社（東北電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力送配電株式会社、関西電力株式会社、四国電力送配電株式会社、四国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、中国電力株式会社、九州電力送配電株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社）に加え、北海道電力ネットワーク株式会社、北海道電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社

(参考) 前回モニタリングのフォローアップについて

- 昨年度に処分対象事業者に対して実施したモニタリング（以下「前回モニタリング」という。）の結果を踏まえ、**一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者（東電PGを除く、全18社）**に対して、**前回モニタリングで論点となった事項についてフォローアップを実施**する予定である。
- 当該フォローアップの結果については、東電PG及び東電RPの採点結果と合わせ、御報告させていただく予定である。

確認事項	主な確認の観点
全社的取組	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 従業員の行為規制遵守意識の向上に向けた取組状況 ✓ 3線管理体制の実施状況 ✓ 前回モニタリングにおける採点結果を受けた対応状況（前回モニタリング対象事業者）
委託先管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行為規制上重要な委託先及び委託業務の洗い出し状況 ✓ 一般送配電事業者とその特定関係事業者から業務を受託している委託先の管理状況 ✓ 契約書の記載（情報の安全管理措置、監査権限） ✓ 委託先に対するモニタリングの実施状況
リスク評価	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行為規制に係るリスク抽出・評価の実施、見直しの状況（リスクの網羅性の観点） ✓ 不正リスク評価
システム物理分割 ※一般送配電事業者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ スケジュール及び進捗状況 ✓ 課題の有無